

## 横浜市立岡村中学校いじめ防止基本方針改訂

平成 26 年 3 月 31 日策定（令和 6 年 3 月 18 日改定）

### 1 いじめ防止に向けた学校の考え方

#### ① いじめの定義

法第 2 条にあるように、「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

#### ② いじめ防止等に向けての基本理念

いじめ防止対策推進法及び横浜市いじめ防止基本方針を受け、いじめの防止及び解決を図るための基本事項を定めることにより、学校全体で生徒の健全育成を図り、いじめのない学校の実現を目指す。

### 2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

#### ① 委員会の構成員

校長、副校長、学年主任、教務主任、生徒指導専任、生徒指導部長、養護教諭、必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求める。

#### ② 委員会の運営

- ・「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、月 1 回以上、定期的を開催する。また、いじめの疑いがある段階で、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。
- ・校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

#### ③ 委員会の活動内容

##### [未然防止]

- ・人権教育、道徳教育、体験活動等の充実を図り、適切な人間関係の確立及び自己有用感等の醸成を図る。
- ・授業の改善を常に意識し、生徒が主体的に学べる環境作りに職員集団で足並みを揃えて取り組む。
- ・自分の意見をはっきり示すことができる態度を育てると共に、生徒同士の関わりを重視し、それぞれの違いを認め合う仲間作りを学校全体で行う。
- ・PTAや地域の方々に、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換を行う場を設定する（懇談会・地域の会合・研修会等）。

##### [早期発見・早期対応]

- ・職員間の情報交換を密に取り合い、問題の早期発見及び早期対応に努める。
- ・定期的なアンケートを実施し、生徒の状況の把握に努める。
- ・「生徒の活動している場所に職員が必ず付きそう」ことを念頭に置き、職員集団としていじめ発見に努める。
- ・相談活動の充実を図り、生徒に寄り添った共感的生徒指導の充実を図る。

##### [適切な対処・措置]

- ・組織として誠実且つ丁寧な対応を心がけるとともに、被害生徒の心のケア等にも十分配慮しながら再発防止に向けた取組を行う。
- ・関係機関との連携を図り、必要な指示を仰ぎながら適切な対応を心がける。

##### [ネット上のいじめの対応]

- ・各種説明会で資料等を用い啓蒙活動を実施する。
- ・定期的なネットパトロールを積極的に行う。

### 3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

#### ① いじめの未然防止

- ・共感的生徒指導に努め、生徒と同じ目線を持てるよう職員集団として研鑽に励む。
- ・生活アンケート等を有効に活用し、生徒の実態把握に努める。
- ・職場内の情報交換を密に取り合い、様々のケースに即時対応できる体制を整える。
- ・授業をはじめ、生徒が自己肯定感を感じることができる場面を多く設定する。
- ・相手の痛みを理解できるよう、人権教育及び道徳教育の充実を図る。
- ・地域や保護者に多くの情報を発信し、学校に対する理解を日頃から高めていく。

- ② いじめの早期発見
- ・学年連絡会を有効利用し、生徒の変化を敏感に捉え早期発見に努める。
  - ・休み時間等、生徒と共に過ごす時間を積極的に設ける。
  - ・生活アンケートや教育相談の結果を組織で共有し生徒の変化に敏感に対応する。
- ③ いじめに対する措置
- ・いじめられた生徒に対しては、常に共感的指導を心がけ心の安定を図る。
  - ・いじめに加わった生徒に対しては、その背景にも目を向けると共に、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
  - ・保護者に対しては事実を正確に伝え、現状の改善に向けて助言等を発信する。
- ④ いじめの解消
- 少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある
- ・いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること
  - ・いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
- ⑤ 教職員等への研修
- 児童生徒の心理や、行為・行動の背後にある子ども同士の人間関係をとらえる教職員の能力を高める実践的な研修（児童生徒理解研修）や年間を通して継続的ないじめの研修に努める。
- ⑥ 学校運営協議会等の活用
- 地域の方々の声を具体的に聞き、助言を受ける「白梅会」や「中学校区学校・家庭・地域連携事業」等を活用し、いじめの問題や学校が抱える課題等を保護者、地域と共有し、連携・協働して取り組む。
- ⑦ 取組の年間計画

月	活動内容	年間
4	生徒指導理解研修・新入生情報交換・教育相談・家庭訪問・地域巡回	いじめ防止 対策委員会
5	校外学習・記名式生活アンケート・植栽活動・小中情報交換会	
6	修学旅行・学校家庭地域連携事業・白梅会・小中情報交換会・自然教室 夜間パトロール・YPアセスメント	
7	夜間パトロール・保護者面談・祭礼パトロール・生徒会街頭ボランティア 横浜子ども会議校内・中学校ブロック	地域巡回
8	夜間パトロール・祭礼パトロール、横浜子ども会議区交流会	
9	夜間パトロール・体育祭	ネット パトロール
10	学校を開く週間・文化祭・児童生徒交流日	
11	地域交流体験学習・地域清掃・小中情報交換会	
12	保護者面談・YPアセスメント	した道徳学習
2	新入生説明会・職場体験学習・植栽活動、学校家庭地域連携事業・白梅会	
3	小中情報交換会	

#### 4 重大事態への対処

##### ① 重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

##### ② 発生の報告

重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

#### 5 いじめ防止対策の点検・見直し

いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。

#### 6 参考資料

- (1)「横浜市いじめ防止基本方針」（平成29年10月改定）
- (2)「いじめの防止等のための基本的な方針」（文部科学省 平成29年3月14日改定）